担当部署: 総務課

処分の概要	支援金の給付								
例 規 名 根 拠 条 項	村田町犯罪被害者等支援条例 第8条								
例 規 番 号	令和4年条例第19号								

【基準】

第8条並びに村田町犯罪被害者等支援条例施行規則第4条及び第5条の規定による。 (支援金の給付)

- 第8条 町は、犯罪行為により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援金の給付を 行うものとする。
 - (1) 遺族支援金 一事件につき30万円
 - (2) 傷害支援金 一事件につき10万円
 - (3) 死体検案費用支援金 一事件につき上限10万円(死体検案書料を除く死体検案に要した費用)

(傷害支援金の給付対象者)

第4条 条例第8条第2号に規定する傷害支援金(以下「傷害支援金」という。)の給付を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者(犯罪行為による障害によって当該犯罪被害者が意思表示等ができない状態の場合は、その配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)又は3親等以内の親族に限る。)とする。

(犯罪被害者等支援金の給付の制限)

- 第5条 町長は、次に掲げる場合には、遺族支援金、傷害支援金及び死体検案費用支援金(以下 「犯罪被害者等支援金」という。)を給付しない。
 - (1) 犯罪行為が生じた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。
 - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
 - イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様 の事情にあった場合を含む。)
 - ウ 三親等内の親族(ア又はイに掲げるものを除く。)
 - (2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幇助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
 - (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

設	定	年丿	月日	ı	4	令和!	5年4	月 1	日		最終	変更:	年月日	3		年	月		日	
備	考																			
	準処	理其	期間		30日															
	とき	は、	3Ľ∮	非被	吉省	寺文]	援金を	ビ紿付	「する	0										
											らこと	が社	上会通	念上	適切	である	ると町	「長か	ぶ認め	うる
2	前															の関係	系その)他の)事情	∮ か
	ソ						90キ 害し、									他の人	川舌名	乙省	が抜く	(关)
	ゥ	7 ≧	当該?	犯罪	行為	に対	する幸	報復と	・して	1 、力	[]害者	行又は	はその	親族	その	他のカ	加害者	1 と名	密接な	2 関